

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------|--|
| 事 務 局 | <p>定刻になりましたので 平成29年 第4回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(議長あいさつ)</p> |
| 議 長 | <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。13番 上原委員、14番 河野委員を指名しますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号22号 土地の所在は、国東町小原■■■■■、地目が田、面積が920㎡のほか6筆の田が計7筆の合計4,800㎡です。渡人は、大分市■■■■■さん、受人は、安岐町■■■■■さんです。申請事由は、渡人は、相続したが市外在住で管理できないので、甥に農地を贈与する。受人は、市外在住の叔母が農地を管理出来ないので譲り受ける。贈与による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号23号 申請地は、国東町北江■■■■■田 面積455㎡ほか1筆の計田が2筆の合計678㎡です。渡人は、国東町■■■■■さん。受人は、国東町■■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢のため管理できな。受人は、経営規模の拡大。 売買による所有権移転です。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>それでは農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について申請番号22号、23号について事務局から説明がありました。質問ご意見等ございませんか。</p> |

| | |
|--------|--|
| | はい、4番諸富委員お願いします。 |
| 諸富委員 | 23号ですが、受人の■■■さんは80歳ですが、家族に後継者などおられるのでしょうか。 |
| 事務局 | ■■■さんは単身世帯です。経営面積は97a程です。■■■さんの■■■さんへの信頼関係が厚く、■■■さんも死ぬまで面倒を見るのお話でしたので申請を受け付けました。 |
| 議長 | 受人も高齢であるが頑張って頂きたいところです。 ほかにありませんか。 2番佐藤委員どうぞ。 |
| 佐藤委員 | 22号の贈与は5反無くても良いのですか。また、受人は農業していないのではないのですか。 |
| 事務局 | 亡くなったお父様が農業をしていた時は、お手伝いをしていたと聞いております。 このような親族内の贈与については、市内在住の親族が農地を管理する場合などは申請を受け付けています。 |
| 佐藤委員 | 安岐町■■■在住の方が国東町小原の農地を管理出来るのか気になったところです。 |
| 事務局 | 亡くなられたお父様の小原の家を管理しながら、農地も管理すると聞いています。 |
| 議長 | 推進委員の財前さん、ご意見はありませんか。 |
| 財前推進委員 | 渡人には長男もおられるが、杵築東芝勤務で自分では管理出来ないため、親族にお願いしたいとのことでした。 |
| 議長 | 佐藤委員よろしいですか。 |
| 佐藤委員 | はい。 |
| 議長 | そのほかご質疑等ありませんか。 12番大塚委員どうぞ。 |

| | |
|---------|---|
| 大塚委員 | 22号に関連して、贈与の場合には考え方として下限面積は関係ないのですか。 |
| 事務局 | 先祖代々の土地を親族に管理を託したいなどの特別な事由の場合は申請を受け付けています。 |
| 大塚委員 | はいわかりました。 |
| 議長 | <p>そのほかございますか。なければ採決にはいります。</p> <p>それでは議案17第号 申請番号22号、23号について一括承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>申請番号1号です。土地の所在は、武蔵町 [REDACTED]、地目が畑、面積は90㎡です。</p> <p>申請人が武蔵町 [REDACTED] さん。申請事由は、県道の拡幅工事に伴う住宅移築のためです。申請地については、周囲に住宅が点在しており第2種農地と判断しています。以上です。</p> |
| 議長 | 推進委員の河野猛さん、補足説明はありますか。 |
| 河野猛推進委員 | 道路拡幅に伴って現在の家を引っ張って移築するために、申請地を分筆する必要があると聞きました。 |
| 議長 | <p>それでは、議案第18号について、ご質疑等ございますか。</p> <p>ご意見ないので、採決にはいります。</p> <p>議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について承認される委員の挙手を求めます。</p> |

| | |
|-------|---|
| | (全員挙手) |
| 議 長 | 議案第18号は承認されました。 |
| 議 長 | 次に、議案第19号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局より説明願います。 |
| 事 務 局 | <p>議案第19号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>申請番号5号、申請地は武蔵町志和利[REDACTED]、地目は田、面積は380㎡です。渡人は武蔵町[REDACTED]さん、受人は大分市[REDACTED]さんです。お二人は親子関係です。用途は一般住宅用地です。申請事由は、国東市に戻るために実家の横に新築する。贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、住宅に囲まれた小規模な連帯性のない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断しました。</p> <p>次に申請番号6号、国見町千燈[REDACTED]、地目は畑、面積は107㎡です。渡人は東京都[REDACTED]さん。受人は国見町[REDACTED]さんです。用途は資材置場用地です。申請事由は、渡人が県外在住で管理出来ないことと、申請者の所有する倉庫が当該農地の横にあり、資材置場に最適なためとなっています。売買による所有権移転です。申請地は、倉庫と地区公民館に挟まれた狭い生産性の低い農地であり、第2種農地と判断しました。</p> <p>次に申請番号7号、申請地は国東町来浦[REDACTED]、地目は畑、面積は241㎡です。渡人は国東町[REDACTED]さん。受人は国東町[REDACTED]さんです。用途は一般住宅用地です。申請事由は、既存の住宅の一部を取り壊し新築する。残地には倉庫を建てる予定です。売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、小規模の生産性が低い農地であり、第2種農地と判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>議案第19号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局より説明がありました。ご質疑はありますか。</p> <p>1番岐部委員どうぞ。</p> |

| | |
|--------|--|
| 岐部委員 | 申請番号6号は、隣が公民館なので、資材の流出防止の塀等の計画は聞いていますか。 |
| 平岡推進委員 | 公民館との境には、ブロック塀を造る計画と聞いています。 |
| 議 長 | そのほかご質疑等ございますか。 ご意見ないようですので、採決にはいります。 議案第19号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について承認される委員の挙手を求めます。 (全員挙手) |
| 議 長 | 議案第19号は承認されました。 次に、議案第20号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。 |
| 事 務 局 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。 利用権設定で総数は203筆、243,084㎡です。内訳は、田が199筆 238,984㎡、畑が4筆 4,100㎡です。 内 農地中間管理事業分は、田が53筆72,182㎡です。 内訳の、設定内容別、地区別、個別については、設定内容別をご覧いただきたいと思います。 |
| 議 長 | それでは、議案第20号について、ご質疑等ございませんか。 (意見質疑なし) |
| 議 長 | それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。 (全 員 挙 手) |
| 議 長 | 議案第20号は、承認されました。 |
| 議 長 | 次に、議案第21号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明を求めます。 |
| 事務局 | 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について |

| | |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するものです。配分計画総数は、田が53筆72,182㎡です 借受者は、配分計画のとおりです。</p> <p>それでは、議案第21号農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>議案第21号は、承認されました。</p> <p>続いて、議案第22号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第22号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 次のとおり、証明願が出されましたので審議を求めるものです。</p> <p>それでは、申請番号16号について説明します。申請地は、安岐町成久 [REDACTED]、地目は畑、面積は2,085㎡です。申請人は、安岐町成久の [REDACTED] さんです。申請事由は、平成18年4月に他界した父がカボスを栽培していたが、その後は耕作する者がおらず、現在は雑木が生え、農地への復元が困難なため、今回非農地証明を申請するものです。</p> <p>なお、位置図、位置写真、非農地証明願等別添資料をご覧ください。</p> <p>次に、申請番号17号 申請地は国東町小原 [REDACTED] のほか3筆で、計田が4筆の2,062㎡です。申請人は、国東町小原の [REDACTED] さんです。</p> <p>申請事由は、離接する市道から下へ4mほどの高低差があり、申請地へ通じる農道は倒木で近づくことも出来ず、現在は雑木が生い茂り農地への復元が困難なため、今回非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域内農地です。なお、位置図、位置写真、非農地証明願等別添資料をご覧ください。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、申請番号16号について、小川推進委員補足説明はありますか。</p> |
| 小川推進委員 | <p>すでに雑木が相当生えて山林化しており、問題ないと判断しました。</p> |
| 議 長 | <p>申請番号17号について、財前推進委員さん、補足はありますか。</p> |
| 財前推進委員 | <p>全く中に入れられないような状態で現地調査に苦勞しました。非農地として問題ないと判断しました。</p> |
| 議 長 | <p>議案第22号非農地証明の申請についての、申請番号16号、17号について、ご意見等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議 長 | <p>議案第22号は、承認されました。</p> |
| | <p>以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて終了します。</p> |
| | <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p> |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|